



2025 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 A B E J A
代 表 者 名 代表取締役CEO 岡田 陽介
(コード番号：5574 東証グロース市場)
問 合 せ 先 取締役CFO 英 一 樹
(TEL. 03-6387-9222)

取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 24 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、取締役の報酬額改定に関する議案及び本制度に関する議案を 2025 年 11 月 26 日開催予定の第 13 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額改定について

当社の取締役の報酬額は 2022 年 8 月 8 日開催の臨時株主総会において、年額 150,000 千円以内（うち社外取締役 20,000 千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき今日に至っております。この度、経営環境の変化及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に伴う取締役の役割・責務の拡大に備え、また、優秀な人材の登用に資する報酬枠の確保と、業績連動報酬等を柔軟かつ機動的に運用可能とすることを目的として、取締役の報酬額を年額 300,000 千円以内（うち社外取締役 30,000 千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

（1）本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入にあたり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の払込金額に相当する金銭債権を報酬として支給します。当該金銭債権の支給及び本制度の導入は、本株主総会での承認を条件といたします。なお、本制度に係る報酬枠は、上記「1. 取締役の報酬額改定について」に記載の報酬枠とは別枠として設定することにつき、併せて株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

（2）本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 45,000 千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 25,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普

通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の答申を踏まえたうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員等に対しても、本制度に準じた内容の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

以 上